

用語の説明

森林面積（しんりんめんせき）

木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地の面積。

官行造林（かんこうぞうりん）

公有林野等官行造林法に基づき国が公有地または私有地に造林した分収林であり、林野庁が管理を行っているものをいう。

※分収林： 国有林野法に基づく分収造林（国有林野について契約により国以外の者が造林し、その収益を国及び造林者で分収する森林）と分収育林（国有林野の生育途上の若齢人工林について国以外の者が育林費の一部を負担し、この収益を国及び当該負担者が分収する森林）をいう。

財産区（ざいさんく）

地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区。

慣行共有（かんこうきょうゆう）

民法上の入会権、地方自治法上の旧慣使用権によって使用収益している山林などを保有する集団の総称。

なお、慣行共有の名義には、会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区などがある。

素材（そざい）

国産木材にあっては、用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあっては、大中角、盤及びその他の半製品を含む。

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」などのきのこ類、樹実類、山菜類など、非食用のうるし、木ろうなどの伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭などの森林原野を起源とする生産物のうち一般木材を除くものの総称。

製材（せいざい）

製材機を用いて素材から板類、ひき割類またはひき角類を生産することをいう。

チップ（ちっぷ）→木材チップ

チップパー（木材を粉碎する道具）などを用いて製造したパルプ、紙、繊維板及び削片板などを原料とする木材の小削片をいう。